

資料3－2

(公印・契印省略)

總政企第254号
令和3年12月24日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

總務大臣
金 子 恭 之

諮詢第158号
石油製品需給動態統計調査の変更について（諮詢）

標記について、令和3年11月24日付け20211119資第30号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

経済産業省

20211119資第30号
令和3年1月24日

総務大臣 殿

経済産業大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

石油製品需給動態統計調査

主管部課	経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課
事務担当者	小川 学志 電話 03(3501)2773 e-mail ogawa-satoshi@meti.go.jp

別紙

申 請 事 項 記 載 書

1 調査の名称

石油製品需給動態統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>2 調査の目的 石油製品の需給の実態について明らかにする石油製品需給動態統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲（□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他） 別表第1に掲げる石油製品（以下「石油製品」という。）の製造業者^(注1)、輸入業者^(注2)若しくは特定石油販売業者^(注3)又は原油受入業者^(注4)に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。 (注1) 「製造業者」とは、石油製品の製造を業とするものをいう。 (注2) 「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。</p>	<p>2 調査の目的 石油製品の需給の実態について明らかにする石油製品需給動態統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲（□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他） 別表第1に掲げる石油製品（以下「石油製品」という。）の製造業者^(注1)、輸入業者^(注2)若しくは特定石油販売業者^(注3)又は原油受入業者^(注4)に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。 (注1) 「製造業者」とは、石油製品の製造を業とするものをいう。 (注2) 「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。</p>	記載の適正化のため。

変更案	変更前	変更理由
<p>(注3) 「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「法律」という。）第2条第7項に定める者をいう。</p> <p>(注4) 「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。</p> <p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)</p> <p>① 燃料用石油製品にあっては、法律第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所の名簿に記載された事業所の全数を報告者とする。</p> <p>② 上記①から脱漏する燃料用以外の石油製品（潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス（LPG））を生産する事業者にあっては、業界団体名簿に記載された事業者に属する事業所のうち、生産部門から受け入れた石油製品を他者に販売する事業所の全数を報告者とする。</p>	<p>(注3) 「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に定める者をいう。</p> <p>(注4) 「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。</p> <p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)</p> <p>① 燃料用石油製品にあっては、<u>「石油の備蓄の確保等に関する法律」</u>（以下、「法律」といいう。）第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所の名簿に記載された事業所の全数を報告者とする。</p> <p>② 上記①から脱漏する燃料用以外の石油製品（潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス（LPG）、<u>液化天然ガス</u>）を生産する事業者にあっては、業界団体名簿に記載された事業者に属する事業所のうち、生産部門から受け入れた石油製品を他者に販売する事業所の全数を報告者とする。</p>	<p>記載の適正化のため。</p> <p>記載の適正化のため。</p> <p>調査対象とする石油製品のうち「液化天然ガス」については、昭和49年の調査設計当時から、環境特性に優れた新たなエネルギーとして用途拡大に向けた研究も行われてきたが、他の石油製品と比べて貯蔵が難し</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>調査票の配布 : <u>(新規の調査対象事業所)</u> 経済産業省一報告者 <u>(新規の調査対象事業所以外)</u> 経済産業省一民間事業者一報告者</p> <p>調査票の回収 : 報告者一経済産業省</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール) □調査員調査 ■その他 (オンライン調査 : e-Gov)</p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>調査票の配布 : <u>経済産業省一報告者 (新規)</u> <u>経済産業省一民間事業者一報告者</u></p> <p>調査票の回収 : 報告者一経済産業省</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール) □調査員調査 ■その他 (オンライン調査 : e-Gov)</p>	<p>いため、発電用燃料、都市ガスの原料以外には用途がほとんど広がらず、発電用燃料としては電力調査統計、都市ガスの原料としてはガス事業生産動態統計により使用実態を把握することが可能である。</p> <p>また、国別輸入量については、普通貿易統計により把握することが可能であることから、報告者負担の軽減のため削除することとした。</p> <p>記載の適正化のため。</p>

変更案	変更前	変更理由																														
<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>2) オンライン調査</p> <p>報告者が経済産業省ホームページから調査票をダウンロードし、所定の事項を入力の上、電子メール又は電子政府の総合窓口（e-Gov）により報告する方法により行う。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <tr> <td>1. ガソリン</td> <td>2. ナフサ</td> <td>3. ジェット燃料油</td> </tr> <tr> <td>4. 灯油</td> <td>5. 軽油</td> <td>6. 重油</td> </tr> <tr> <td>7. 潤滑油</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. パラフィン</td> <td>9. グリース</td> <td>10. アスファルト</td> </tr> <tr> <td>11. 液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油	4. 灯油	5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油			8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト	11. 液化石油ガス			<p>〔調査方法の概要〕</p> <p>2) オンライン調査</p> <p>報告者が経済産業省HPから調査票をダウンロードし、所定の事項を入力の上、電子メール又は電子政府の総合窓口（e-Gov）により報告する方法により行う。</p> <p>なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <tr> <td>1. ガソリン</td> <td>2. ナフサ</td> <td>3. ジェット燃料油</td> </tr> <tr> <td>4. 灯油</td> <td>5. 軽油</td> <td>6. 重油</td> </tr> <tr> <td>7. 潤滑油</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. パラフィン</td> <td>9. グリース</td> <td>10. アスファルト</td> </tr> <tr> <td>11. 液化石油ガス</td> <td>12. <u>液化天然ガス</u></td> <td></td> </tr> </table>	1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油	4. 灯油	5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油			8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト	11. 液化石油ガス	12. <u>液化天然ガス</u>		記載の適正化のため。
1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油																														
4. 灯油	5. 軽油	6. 重油																														
7. 潤滑油																																
8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト																														
11. 液化石油ガス																																
1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油																														
4. 灯油	5. 軽油	6. 重油																														
7. 潤滑油																																
8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト																														
11. 液化石油ガス	12. <u>液化天然ガス</u>																															

変更案	変更前	変更理由
		また、国別輸入量については、普通貿易統計により把握することが可能であることから、報告者負担の軽減のため削除することとした。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

石油製品需給動態統計調査

2 調査の目的

石油製品の需給の実態について明らかにする石油製品需給動態統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（■全国 □その他）

(2) 属性的範囲（□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他）

別表第1に掲げる石油製品（以下「石油製品」という。）の製造業者^(注1)、輸入業者^(注2)若しくは特定石油販売業者^(注3)又は原油受入業者^(注4)に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。

(注1) 「製造業者」とは、石油製品の製造を業とするものをいう。

(注2) 「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。

(注3) 「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「法律」という。）第2条第7項に定める者をいう。

(注4) 「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約300事業所

(2) 報告者の選定方法（■全数 □無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

① 燃料用石油製品にあっては、法律第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所の名簿に記載された事業所の全数を報告者とする。

② 上記①から脱漏する燃料用以外の石油製品（潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス（LPG））を生産する事業者にあっては、業界団体名簿に記載された事業者に属する事業所のうち、生産部門から受け入れた石油製品を他者に販売する事業所の全数を報告者とする。

(3) 報告義務者

前記「3（2）属性的範囲」に規定する事業所の管理責任者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

石油製品及び原油に関し、次に掲げる事項について報告を求める。

- ①月間受入量
- ②月間出荷量
- ③月間消費量
- ④月末在庫量

[集計しない事項の有無] 無■ 有□

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

調査票の配布：（新規の調査対象事業所）経済産業省－報告者
(新規の調査対象事業所以外) 経済産業省－民間事業者－報告者
調査票の回収：報告者－経済産業省

(2) 調査方法

- 郵送調査 ■オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール）
- 調査員調査 ■その他（オンライン調査：e-Gov）

[調査方法の概要]

1) 郵送調査

経済産業省又は民間事業者から郵送により報告者に調査票を配布し、報告者は、調査票に所定の事項を記入した上、郵送により経済産業省に報告する方法により行う。

2) オンライン調査

報告者が経済産業省ホームページから調査票をダウンロードし、所定の事項を入力の上、電子メール又は電子政府の総合窓口（e-Gov）により報告する方法により行う。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。

民間事業者の業務委託の内容は、調査票の配布（新規の調査対象事業所に対するものを除く。）、調査票の督促、疑義照会に関する事務、とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り ■毎月 □四半期 □1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他（ ）
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査月の翌月12日（12日が土休日に当たる場合には、直近の営業日）

8 集計事項

調査対象品目別の在庫量及び受払量に関する集計。

(集計事項一覧については、別表第2参照)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

ただし、速報は経済産業省ホームページのみの公表とする。

(2) 公表の期日

原則として、速報は、調査月の翌月の末日。確報は調査月の翌々月末日まで。年報は調査年の翌年6月末日まで。(末日が土休日に当たる場合には、その直前又は直後の営業日)

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、法律第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所に対象を限定した調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関 係 書 類	保 存 責 任 者	保 存 期 間
記入済調査票	経済産業大臣	1 年
調査票の内容を記録した磁気媒体	経済産業大臣	永 年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

前記「5 (1) 報告を求める事項」に掲げる事項

別表第1

1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油	4. 灯油
5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油	8. パラフィン
9. グリース	10. アスファルト	11. 液化石油ガス	

速報

統計表	集計事項
	受入、処理、月末在庫(いずれも輸入・国産の内訳を含む)
	出荷
原油受扱	輸入原油一日当り処理量
	精製業者の処理量
	基地・油槽所の原油在庫
原油出荷内訳(非精製用)	出荷量(用途別)
需給概要	石油製品別 月初在庫、生産、輸入、販売、輸出、月末在庫

確報

統計表	集計事項	製品月表	時系列表
原油受扱	輸入・国産別、業態別 受入、消費(原油処理)、出荷(非精製用)、転送、月末在庫	○	○
	石油製品別 月初在庫(合計、製油所在庫、製造・輸入業者在庫)	○	○
	石油製品別 受入 (合計、生産(製油所)、輸入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他)	○	○
需給概要	石油製品別 払出 (合計、国内向販売、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他)	○	○
	石油製品別 月末在庫(合計、製油所在庫、製造・輸入業者在庫)	○	○
	石油製品別 月初在庫	○	○
石油製品製造業者・輸入業者 販売部門受扱	石油製品別 受入 (合計、生産部門よりの受入、輸入、製造業者・輸入業者よりの購入・融通、販売業者よりの購入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他)	○	○
	石油製品別 払出 (合計、消費者・販売業者向販売、製造業者・輸入業者への販売・融通、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他)	○	○
	石油製品別 月末在庫	○	○
石油製品国・地域別輸入	石油製品別、国地域別 輸入量	○	○
石油製品国・地域別輸出	石油製品別、国地域別 輸出量	○	○
製造業者・輸入業者の消費者・ 販売業者向販売、在庫内訳	ガソリン、ナフサ、潤滑油の細目別 消費者・販売業者向販売、在庫	○	○
非精製用出荷内訳	出荷量(用途別)		○
原油のうち生産、在庫	生産量、在庫総量、採油業者国産原油在庫量		○

年報

統計表	集計事項
1. 原油 (3) 非精製用出荷内訳	用途別、国地域別、油種別 出荷量
1. 原油 (4) 原油處理及原油在庫 ①原油処理	輸入・国産別、業態別 原油処理量
1. 原油 (4) 原油處理及原油在庫 ②原油在庫	輸入・国産別、業態別 原油在庫量
	石油製品別 年初在庫(合計、製油所在庫、製造・輸入業者在庫)
2. 石油製品 (1) 石油製品需給総括 ①暦年 ②年度	石油製品別 受入 (合計、生産(製油所)、輸入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他) 石油製品別 払出 (合計、国内向販売、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他) 石油製品別 年末(年度末)在庫(合計、製油所在庫、製造・輸入業者在庫)
2. 石油製品 (2) 石油製品製造業者・輸入業者受扱 ①暦年 ②年度	石油製品別 年初在庫 石油製品別 受入 (合計、生産部門よりの受入、輸入、製造業者・輸入業者よりの購入・融通、販売業者よりの購入、品種振替による増量、石油化学よりの返還、その他) 石油製品別 払出 (合計、消費者・販売業者向販売、製造業者・輸入業者への販売・融通、輸出、品種振替による減量、自家消費、その他) 石油製品別 年末(年度末)在庫
2. 石油製品 (3) 石油製品国内向月別販売	石油製品別、月別 国内向販売量
2. 石油製品 (4) 石油製品の輸出入 ①月別輸入	石油製品別、月別 輸入量、ボンド輸入量
2. 石油製品 (4) 石油製品の輸出入 ②国・地域別月別輸入	石油製品別 月別、国地域別 輸入量
2. 石油製品 (4) 石油製品の輸出入 ③月別輸出	石油製品別、月別 輸出量
2. 石油製品 (4) 石油製品の輸出入 ④国・地域別月別輸出	石油製品別、月別、国地域別 輸出量
2. 石油製品 (5) 石油製品月別業態別在庫	石油製品別、月別、業態別 在庫(合計、製油所在庫、製造・輸入業者在庫)
2. 石油製品 (6) 石油製品製造業者・輸入業者 月別消費者・販売業者向販売	石油製品別、月別 消費者・販売業者向販売
2. 石油製品 (7) 製造業者・輸入業者品種別、 月別消費者・販売業者向販売及び 在庫内訳	ガソリン、ナフサ、潤滑油の細目別、月別 消費者・販売業者向販売、在庫

※「生産」及び「製油所」に係るデータは、経済産業省生産動態統計調査の集計値を引用して集計している。



秘

石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報（その1）

(年月分)

基幹統計調査			
提出先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

1. 品目別受払		番号	ガソリン	ナフサ	ジ燃エッキ	ト油	灯油	軽油	重油		潤滑油	アスファルト	グリース	パラフィン	液化石油ガス	
品目	項目								A重油	B+C重油					P+P、P+B	B+B
			(k1)	(k1)	C	D	E	F	(k1)	(t)	I	J	K	L	(t)	M
月間受入量	生産部門よりの受入	0101														
	輸入	0102														
	製造業者・輸入業者よりの購入・融通	0103														
	販売業者よりの購入	0104														
	品種振替による増量	0105														
	石油化学よりの返還	0106														
	その他の月間受入量	0107														
月間払出手量	消費者・販売業者向販売	0108														
	製造業者・輸入業者への販売・融通	0109														
	輸出	0110														
	品種振替による減量	0111														
	自家消費	0112														
	その他の月間払出手量	0113														
	月末在庫量	0114														

(注)「輸入」にはボンド輸入を含みません。ただし、「輸出」にはボンド輸出を含みます。

企業名		本社又は 本店所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 - -) (電話 - - -)
報告義務者の氏 名		作成者の所属 部署名及び氏名	(電話 - - -)
(年月日作成)			

統計調査番号	調査票番号	年月日
006	5810
事業所番号		
都道府県	整理番号	
.....



秘

石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報(その2)

(年月分)

基幹統計調査

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月12日

提出部数

1部

2. 品目別月間払出量(燃料油等)

(単位: Kt)

品目	項目	番号	消費者・販売業者向販売量	月末在庫量
			A	B
ガソリン	自動車用高級ガソリン	0201		ハイオク
	自動車用並級ガソリン	0202		レギュラー
	その他用ガソリン	0203		
ナフサ	石油化学用ナフサ	0204		
	その他用ナフサ	0205		
潤滑油	ガソリンエンジン用潤滑油	0206		
	ディーゼルエンジン用潤滑油	0207		
	その他車両用潤滑油	0208		
	船舶エンジン用潤滑油	0209		
	機械油	0210		
	金属加工油	0211		
	電気絶縁油	0212		
	その他の特定用途向潤滑油	0213		
	その他の潤滑油	0214		

備考

企業名		事業所名	
-----	--	------	--

(年月日作成)

経済産業省(資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)

統計調査番号	調査票番号	年月日
006	5810
事業所番号		
都道府県	整理番号	
.....



秘

石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報（その3）

(年月分)

基幹統計調査

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月12日

3. 国別輸入

品目 国又は地域名	番号		ガソリン	ナフサ	ジエツト油	灯油	軽油	重油		潤滑油	アスファルト	グリース	パラフィン	液化石油ガス	
	コード	国コード等	(K1)	(K1)	ジ燃 料	(K1)	(K1)	A重油	B・C重油	(K1)	(t)	(t)	(t)	P・P、P・B	B・B
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															
3															

4. ポンド輸入

品目	番号		ガソリン	ジエツト油	灯油	軽油	重油		潤滑油
	コード	国コード等	(K1)	(K1)	(K1)	(K1)	A重油	B・C重油	(K1)
			A	B	C	D	E	F	G
ボンド輸入	4	703							

(注) ポンド輸入は、「1. 品目別受扱」の外数とし、月間受入量の「輸入」に含めません。

5. 国別輸出

品目 国又は地域名	番号		ガソリン	ナフサ	ジエツト油	灯油	軽油	重油		潤滑油	アスファルト	グリース	パラフィン	液化石油ガス	
	コード	国コード等	(K1)	(K1)	ジ燃 料	(K1)	(K1)	A重油	B・C重油	(K1)	(t)	(t)	(t)	P・P、P・B	B・B
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
5															
5															
5															
5															
5															
5															
5															

(注) ポンド輸出は、「1. 品目別受扱」の内数とし、月間払出手量の「輸出」に含めてください。

企業名		事業所名	
-----	--	------	--

(年月日作成)

経済産業省（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）

統計調査番号	調査票番号	年月日
006	5810
事業所番号		
都道府県	整理番号	
.....



秘

石油製品需給動態統計調査
石油製品製造業者・輸入業者月報（その4）
(年 月 分)

基幹統計調査			
提出先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

6. 原油

(单位 : K1)

(注) 記入しきれない場合は、別用紙に記入してください。

企業名		事業所名	
-----	--	------	--

(年 月 日作成)

經濟産業省(資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)

統計調査番号	調査票番号	年月日
006	5810	
事業所番号		
都道府県	整理番号	
...

石油製品需給動態統計調査の実施の必要性

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

1. 調査の目的・必要性

石油製品需給動態統計調査は、石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的に、石油製品の月間の受払量、国別輸出入量、在庫量及び原油の油種別の受入量、消費量、出荷量、在庫量等をその品目を取り扱う製造業者、輸入業者等に対して報告を求める統計調査である。

石油は、我が国のエネルギー供給源の約5割を担っており、国民生活及び経済活動を支える社会基盤構築に不可欠であることから、その安定供給の確保や国内需給動向の把握は、我が国のエネルギー政策の推進にとって重要な課題となっている。

石油の供給構造は極めて脆弱で、そのほぼ全量を海外からの輸入に頼っている中、特に地政学的なリスクをもつ中東地域からの輸入依存度が約90%を占めるなど、石油供給途絶の危険性が常に内在していることから、緊急時対応に向けた石油備蓄政策の構築・実施に資する本統計調査の実施は必須である。さらに、近年においては、新興国の経済発展に伴う資源需要の高まりや地球環境対策への配慮など、石油を巡る情勢は大きく変化しており、石油製品の需給動向の常時把握は、極めて重要となっている。

本統計調査の結果から得られた資料は、我が国における石油の安定供給の確保や環境への適合というエネルギー政策の立案や、その効率的な実施のための重要な基礎的データとなっており、本統計調査の実施が不可欠である。

2. 他の統計調査との重複

国内に精製、輸入された石油製品の供給や販売という需給動向の把握を目的とする本調査と類似する他の統計調査は存在せず、重複はない。

3. 行政記録情報等の利活用

石油製品の輸入、備蓄に係る行政記録情報としては、石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の石油輸入業者登録、第26条に基づく石油精製業、第27条に基づく石油販売業、第28条に基づく石油ガス輸入業の各届出があるが、これらは、石油の備蓄の確保及び備蓄に係る石油の適切な供給を図るために届出等を求めており、石油製品需給動態等統計調査はこうした届出等を行った事業所に対して的確な調査の実施を行い、調査目的達成に向けて精度の確保を図っている。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象とはならない。

なお、履歴登録については、年間をまとめた公表は、暦年及び年度での結果表を公表していることから、年度が終了する3月分の調査票の回収及び公表が完了する毎年5月末までに、別紙1のとおり調査結果名簿データを提出する。

別紙1 調査結果名簿